

在宅人工呼吸器使用者 電源確保支援事業



日常生活全般における電源確保のため、在宅等で利用する人工呼吸器のための
発電機等の購入経費を支給します！

対象者

在宅で人工呼吸器を常時使用している方

自己負担額

生活保護・市民税非課税世帯：0円
市民税課税世帯：基準額か購入費用の^{いずれか}低い額の1割

対象品目

- 正弦波インバータ発電機
- ポータブル電源（蓄電池）

基準額

いずれの品目も10万円

留意事項

必ず購入前に
申請ください！

- ・ 購入費用と基準額の差額は、世帯の所得区分に関わらず、全額自己負担となります。
- ・ 2つの品目の併給（発電機と蓄電池の同時購入）は、不可となりますが、同一品目の複数個支給（発電機のみもしくは蓄電池のみを2台以上購入等）は可能です。



支給額の例

所得区分	購入費用	自己負担額	本市支給額
生活保護・市民税非課税世帯	10万円	0円	10万円
	15万円	5万円	10万円
	5万円	0円	5万円
市民税課税世帯	10万円	1万円	9万円
	15万円	6万円	9万円
	5万円	5千円	4万5千円

支給手続きの詳細は、裏面もご確認ください！

【お問い合わせ】

大阪市福祉局障がい支援課 TEL：06-6208-7986

在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業



OSAKA CITY

大阪市



支給の流れ

01 電源選び

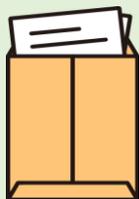


- ・ 購入したい商品を選び、販売店（ECサイトを含む）で、見積書の作成を依頼します。
- ・ **代理受領を希望される場合は、本市への事業者の登録が必要です。代理受領の対応が可能か必ず事前に販売店にご確認ください。**
- ・ 商品の選定にあたっては、本市ホームページ記載の機器要件を十分にご確認ください。
- ・ 用品の維持経費（ガソリン等）は対象外です。



必ず購入前に
申請ください！

02 申請



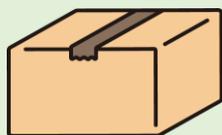
- ・ 次の書類を、大阪市役所福祉局障がい支援課（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）へ提出します。

- ① 「支給申請書」
 - ② 「特定医療費（指定難病）受給者証（※）」の写し
「小児慢性特定疾病医療受給者証（※）」の写し
「医師の証明・意見書」
 - ③ 「課税証明書」もしくは「同意書」
 - ④ 「見積書」（任意様式）
 - ⑤ 「カタログ」の写し
- いずれか

（※）人工呼吸器等装着者に該当している方のみ支給対象



03 支払



【代理受領の場合】

- ・ 大阪市から届いた支給券を販売店で提示のうえ、販売店へ自己負担額を支払います。
- ・ 購入費用と自己負担額の差額は、大阪市から販売店へ直接支払います。

【償還払いの場合】

- ・ 販売店で購入費用の全額を支払います。
- ・ 支払い後、請求書、支給券、領収証を大阪市に提出のうえ、大阪市よりご本人へ購入費用と自己負担額の差額を支払います。